

(6) 特殊勤務手当 (全会計)

(21年4月1日現在)

| | |
|---|-----------|
| 支給実績 (20年度決算) | 103,543千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額 (20年度決算) | 536,492 円 |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合 (20年度) | 12.8% |
| 手当の種類 (手当数) | 17 |
| 支給された主な手当の名称 危険手当、夜間介護手当、夜間看護手当、税徴収手当、衛生処理手当、早出・中出手当、早出・遅出手当、診療手当、特殊診療手当、役職手当、待機手当、応援診療手当 | |

3 職員の勤務時間その他の勤務条件

(1)勤務時間

| 区分 | 勤務時間等 |
|------------|--|
| 勤務を要する日 | 毎週月曜日から金曜日までの週5日間 (国民の祝日および12月29日～1月3日までを除く) |
| 1日当たりの勤務時間 | 7時間45分 |
| 1週当たりの勤務時間 | 38時間45分 |

(注) 一般職の標準的な勤務時間です。

(2)休暇制度

ア 有給休暇の取得状況 (20年度)

| 種類 | 日数等 | 使用実績 | |
|------|--|---------------------------------|------------|
| 年次休暇 | 1年につき20日間付与 | 平均使用日数10.7日 | |
| 療養休暇 | 負傷または疾病による療養のための必要最小限の期間 (90日を超える場合、給料を半減する規定あり) | 取得件数46件 | |
| 特別休暇 | 産前休暇 | 出産予定日までの6週間 (多胎妊娠は14週間) | 取得件数23件 |
| | 妊産婦の健康診断 | 法定健診時の場合、必要期間 | 取得件数12件 |
| | 産後休暇 | 出産日の翌日から8週間 | 取得件数25件 |
| | 育児時間休暇 | 生後1年に達しない子を養育する場合、1日 (60分以内)に2回 | 取得件数 5件 |
| | 結婚休暇 | 婚姻する職員に対し、最大5日間 | 取得件数10件 |
| | 配偶者出産休暇 | 配偶者の出産に際し、最大2日間 | 取得件数 8件 |
| | 男性職員の育児参加 | 職員の妻の産前産後期間中に、子の養育のため最大5日間 | 取得件数 4件 |
| | 子の看護休暇 | 就学前の子の看護を行う場合、最大7日間 | 取得件数27件 |
| | 親族死亡休暇 | 親族が死亡した場合、続柄および生計関係に応じ、1日～10日間 | 取得件数94件 |
| | 父母追悼休暇 | 父母の法要に際し、1日 | 取得件数 3件 |
| | 夏季休暇 | 6月～9月までの間において5日間 | 平均使用日数4.8日 |
| | 妊娠体調不良休暇 | 妊娠期間中、最大14日間 | 取得件数 2件 |

イ 無給休暇の取得状況 (20年度)

| 種類 | 日数等 | 使用実績 |
|------|------------------------------------|---------|
| 介護休暇 | 負傷、疾病または高齢により親族を介護しなければならない場合、最大6月 | 取得件数 0件 |

(3)育児休業等の取得状況 (平成20年度中に新たに育児休業を取得した職員)

| 区分 | 男 | 女 | 計 |
|------|----|-----|-----|
| 育児休業 | 0人 | 25人 | 25人 |
| 部分休業 | 0人 | 1人 | 1人 |

7 職員の福祉および利益の保護に関する状況 (20年度)

(1)福利厚生制度に関する状況

人間ドック受診者815人 事業主健診受診者1,224人

(2)公務災害の状況

公務災害 12件 通勤災害 4件

(7) 時間外勤務手当 (全会計)

| | |
|------------------------|-----------|
| 支給実績 (20年度決算) | 123,039千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額 (20年度決算) | 81千円 |
| 支給実績 (19年度決算) | 157,479千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額 (19年度決算) | 99千円 |

(8)その他の主な手当 (全会計)

(21年4月1日現在)

| | 内容および支給単価 | 支給実績 (20年度決算) |
|------|---|---------------|
| 扶養手当 | 配偶者 13,000円 配偶者以外1人につき 6,500円 満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算 | 164,308千円 |
| 住居手当 | 借家、借間:月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、家賃の額に応じ最高27,000円まで支給 自宅・新築・購入後の5年間に限り2,500円 | 48,882千円 |
| 通勤手当 | 通勤距離が片道2km以上の者に支給 交通機関利用者(バス等):負担している運賃の額に応じて最高55,000円 交通用具等使用者(自動車等):片道の使用距離に応じて2,000円～24,500円 | 94,516千円 |

4 職員の分限および懲戒処分の状況 (20年度)

(1)分限処分の件数および処分事由

| 処分名 | 事由 | 人数 |
|-----|-------|----|
| 休職 | 心身の故障 | 9人 |

(2)懲戒処分

| 処分名 | 事由 | 人数 |
|-----|----------|----|
| 減給 | 交通違反・事故 | 2人 |
| 戒告 | 不適切な職務管理 | 1人 |

5 職員のサービスの状況

職員のサービス上の基準として、法令等および職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治行為の制限、争議行為などの禁止、営利企業などの従事制限があります。

6 職員の研修および勤務成績の評定状況 (20年度)

(1)職員研修の実施状況

| 研修区分 | 受講者数 |
|-------------|------|
| 階層別研修 | 83人 |
| 専門研修 | 31人 |
| 先進地視察等研修 | 5人 |
| 派遣研修 | 8人 |
| 窓口対応研修 | 71人 |
| 人事考課者研修 | 224人 |
| メンタルヘルスセミナー | 117人 |

(2)勤務成績の評定の状況

職員の能力や適正に応じた適材適所の配置などへの活用を図ることを目的として、平成19年度から人事考課(勤務評定)制度の試行を開始しました。

8 新潟県市町村総合事務組合公平委員会の業務の状況

(1)勤務条件に関する措置の状況

20年度措置要求 なし

(2)不利益処分に関する不服申立ての状況

20年度不服申立て なし

